

# 大崎住民訴訟を支援する会ニューズ第22号(2022年12月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

## 大崎住民訴訟・訴訟進行報告 弁護団 弁護士 松浦健太郎

2022年10月19日の大崎住民訴訟口頭弁論期日の審理内容をご報告いたします。

### 【前回までの口頭弁論期日での審理を受けて】

本訴訟は提訴から丸4年となり、審理も終盤に差し掛かっています。具体的には人格権侵害の中身となる平穏生活権侵害、内部被ばくによる健康被害のおそれの立証として、原告4人、及び西尾正道医師の証人尋問の実施について協議がなされています。また専門家証人として、放射能汚染の実態を立証されている青木一政さんの証人尋問の実施も協議されています。

裁判所は前回までの口頭弁論期日において、原告側で請求したいずれの証人尋問も実施しない、原告1名の意見陳述で足りるなどという見解を述べていました。このような裁判所の見解を受け、弁護団は何故裁判所が証人尋問の実施をしないのか検討しました。

まず原告の尋問については、これまで出している陳述書がまだ記載が足りず、いかに原告の方々の生活が試験焼却によって変わったか切実な実体験を具体的に述べる必要があると考え、尋問予定者に改めて陳述書を作成してもらいました。また専門家証人についても、本訴訟の争点の中でいかなる位置付けないし重要性を持っているかを説明する必要があると考え、弁護団は期日前に改めて請求している尋問予定者の尋問の必要性についての意見書を提出しました。（右写真は当日の報告集会の様子）



### 【口頭弁論期日の内容】

弁護団は上記意見書に従い原告が求めるすべての尋問が必要であることを説明。また原告証人尋問は必要かつ最低限の人数であり、裁判所が本訴訟の構造、争点、それを判断するための証拠構造をどう理解しているか、裁判所が考える争点整理案を示すよう求めました。

しかし裁判所は、争点整理は裁判所の専権事項であり、案を示すかどうかは裁判所が考えるもので、本件のこの段階では争点整理を出すつもりはないと述べました。また裁判所は尋問について、期日前に原告の新たな陳述書を提出していたこと、その内容が実体験を具体的に語る切実なものであったこと、期日において弁護団が原告本人の尋問が必要であると詳述したこともあり、当初の1名の意見陳述から、尋問手続を行うことを認めると方針転換しました。結果的に、4名×各20分の合計80分の主尋問が行われることとなりました。

### 【次回口頭弁論期日に向けて】

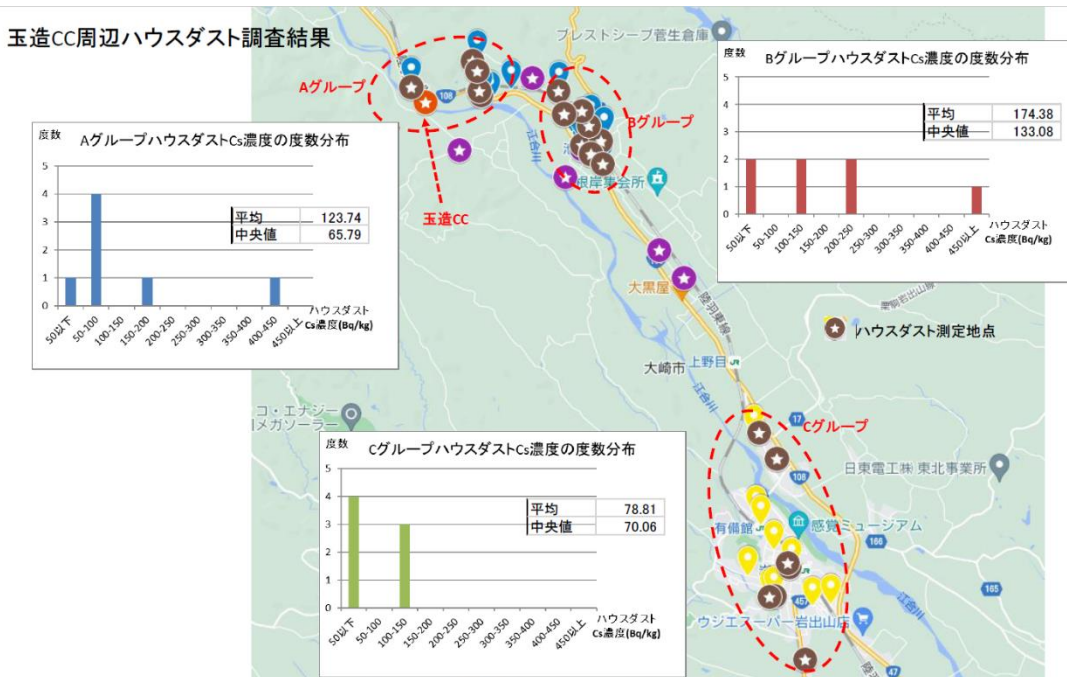
次回口頭弁論期日において、原告4名（阿部忠悦さん、佐々木孝さん、小沢和悦さん、芳川良一さん）の尋問を行うこととなりました。専門家証人尋問もあきらめたわけではありません。再度その必要性を訴えていきたいと考えます。さらに試験焼却によって焼却する放射能汚染廃棄物が不溶性のものであることの立証等、適宜証拠提出していきたいと考えます。

# 大崎市玉造CC周辺のハウスダスト調査

ちくりん舎 青木一政

## 放射性物質焼却が周辺住民の内部被曝につながる

私たちちくりん舎は大崎市内 3 か所の一般ごみ焼却炉における放射能汚染廃棄物焼却について、リネン吸着法でセシウムを含むばいじんが焼却炉風下方向に広がっていることを明らかにしました(2020年)。その後、玉造クリーンセンター(以下玉造CC)周辺住民の尿検査を行い、リネン吸着法との関係を調べました。その結果、リネン吸着法で最大値を示した焼却炉風下2km地点の住民の尿検査結果が最も高い傾向を示し、風下6km地点や煙突周辺でも尿中からセシウムが検出されました。放射能ごみ焼却が周辺住民の内部被曝につながることを明らかにしました(2021年)。そして今回2022年、ハウスダスト(掃除機のゴミパック)のセシウム濃度を調べました。下図がその結果です。



大崎住民訴訟第十八回口頭弁論期日  
十二月二十六日(水)十三時半〜仙台地裁  
報告集会Ⅱ仙台弁護士会館四階(十五時半)

## 尿検査同様、焼却煤塵が落下する道の駅周辺の住宅が高い値

図中の青および黄の地点が尿検査被験者の居住場所です。また茶色(白の星)が今回ハウスダスト調査を行った住宅の場所です、紫(白の星)がリネン吸着法の設置場所です。リネン設置場所に比べると、ハウスダスト調査場所が尿検査被験者の居住場所をより正確にカバーしていることがわかります。図中の中央値を比較すると、A、Cグループは65~70Bq/kg程度に対しBグループは133Bq/kg程度であり、尿検査結果の比較と同様の傾向にあります。

一連の調査から言えることは、リネン吸着法はその地域の気中の粉塵のセシウム濃度をおおまかに知ることができるが、設置場所の制約などがあり厳密な調査には限界があること、ハウスダストはより正確に個人の生活環境のセシウム粉塵濃度を示す可能性があることです。

今後、より多くの地域でハウスダストと尿検査の組み合わせでの調査を進め、セシウム粉塵の吸入とハウスダスト濃度の関係を明らかにしたいと考えています。